



国民的資産である琵琶湖の保全・再生をめざして！！

平成 27 年 9 月に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が施行され、琵琶湖が未来に引き継ぐべき国民的資産に位置付けられました。また、平成 29 年 3 月に滋賀県は「琵琶湖保全再生施策に関する計画（以下、「琵琶湖保全再生計画」という。）」を策定し、「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識のもと、「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」を目指すべき姿としています。

一方、センターでは平成 17 年度の開設以来、琵琶湖と滋賀の環境に関する課題の解決に向けた調査研究に取り組んでおり、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」を基本的課題の一つとして調査研究を推進しています。これにより、琵琶湖保全再生計画にある「固有種を含む琵琶湖の豊かな生態系や生物多様性・健全な水環境」などを目指します。

特に琵琶湖保全再生計画策定を受け、今年度から環境修復実証事業（モデル事業）による効果検証を行う「湖辺の環境

修復対策等の検討」を環境省とともに始めました。

具体的には、分かりやすい指標として二枚貝（シジミ等）に着目し、底生動物の増加を目標とした地域住民等との協働による沿岸環境の修復・維持効果の検証を進めています。

さらに平成 29 年 4 月には、国の環境の研究機関である国立研究開発法人国立環境研究所の一部機能がセンターに移転され、琵琶湖分室が開設されました。分室とは、湖沼環境研究を推進し、琵琶湖の保全および再生に資することを目的に生態系保全につながる水質管理の手法に関する研究などに共同で取り組んでいます。

今回のセンターニュースでは、分室との共同研究でも取り組んでいる課題の一つである南湖の水草の大量繁茂について、第四期中期計画においてセンターと大学が行った共同研究の研究成果をご紹介します。

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」のイメージ

